

議員提出議案第6号

義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

桑名市議会会議規則第13条第1項の規定に基づき、標記の議案を次のとおり提出します。

令和6年9月26日 提出

提出者 桑名市議会議員 松田正美  
賛成者 同 成田久美子  
同 遠藤浩  
同 倉田明子  
同 畑紀子  
同 柴田理恵  
同 伊藤研司  
同 飯田尚人  
同 永野元康  
同 多屋真美  
同



## 義務教育費国庫負担制度の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育の根幹である「無償制」、「教育の機会均等」を保障し、「教育水準の維持向上」を図るため、国が責任を持って必要な財源を措置するとの趣旨で確立された制度である。

また、教育の全国水準と機会均等を確保する義務教育の基盤を作るためには、教職員の確保、適正配置、資質向上及び教育環境整備等、諸条件の水準を保障すべきであり、そのために必要な財源の安定的な確保が不可欠である。

しかしながら、1985年に国庫負担の対象外とされた教材費等は、現在も地方財政措置による一般財源としての措置となっている。義務教育の水準が各自治体の財政力に左右されることなく安定的に確保されるためには、一般財源ではなく、国庫負担の対象拡大と、その増額が極めて重要であると考える。

そのような中、教育の現場では、急速にICT化が進み、小中学校においては一人一台端末が整備された。この間、自治体間の格差を埋めるため、国による様々な予算措置があり、一定の成果は見られたものの、統合型校務支援システムの整備状況においては、依然として大きな格差がある。

また、2024年4月に公表された文部科学省の調査資料では、学校ネットワークの通信回線の帯域確保の状況に地域間格差があり、改善の必要性が示されている。子どもの学びの格差に繋がらないよう、一般財源ではなく、国庫負担による財源の確保がなるべきである。

加えて、2021年8月改正の学校教育法施行規則に新たに定められた情報通信技術支援員や特別支援教育支援員、教員業務支援員、学校図書館法に定められている学校司書の配置に対しては、地方財政措置はあるものの、各自治体の一般財源となる措置であり、結果的に自治体間格差が生じ、教育水準と機会の均等が図られているとは言えない状況である。

義務教育は、国が責任を果たすとの理念に立ち、教育に地域間格差が生じないよう、必要な財源を確保すべきであり、そのために、義務教育費国庫負担制度の存続はもとより、財政措置の対象の拡充を含めた制度の更なる充実が求められる。

以上のことから、社会の基盤づくりにとって極めて重要な、未来を担う子どもたちの「豊かな学び」を保障するため、義務教育費国庫負担制度の充実を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年9月26日

桑名市議会

衆議院議長様

参議院議長様

内閣総理大臣様

総務大臣様

財務大臣様

文部科学大臣様